一般社団法人大学 ICT 推進協議会 論文誌編集委員会規程

（2021 年 10 月 11 日　広報委員会決議）
（2023 年 1 月 24 日　附則追加）

（趣旨）

第１条　この規程は、一般社団法人大学 ICT 推進協議会広報委員会規程第６条第２項の定めに基づき、大学 ICT 推進協議会論文誌編集委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条　委員会は、大学 ICT 推進協議会（以下「協議会」という。）が発行する論文誌（学術情報処理研究）の編集及び発行を行うため、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）投稿規程等の制定、改廃に関すること
（２）年度計画案（予算案を含む）ならびに年度報告の作成に関すること
（３）論文、資料等の投稿依頼、投稿受付及び査読審査に関すること
（４）論文掲載の決定に関すること
（５）その他編集及び発行に関すること

２　委員会は、投稿された原稿 について、別に定める編集及び投稿規程に合致しているかどうか、ならびに、その内容が一定の水準に達しているかどうかについて審査し、当該要件を満たしていないときは、その改善・訂正を投稿者に求めることができる。

３　委員会は、投稿原稿の掲載の可否、掲載の順序、体裁等に係る一切の編集権限を持つ。

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

（１）協議会広報委員会の委員　若干名
（２）協議会広報委員会が指名する者　数名

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、協議会広報委員会委員長が指名する。

３　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

４　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第５条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

２　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

３　前２項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

（庶務）

第６条　委員会に関する庶務は、協議会事務局において処理する。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

１　この規程は、2021 年 10 月 11 日から施行する。

２　この規程の施行後最初の委員の任期については、第３条第２項の規定にかかわらず、2023年3月31日までとする。

３　2023年4月1日の委員の任期については、第３条第２項の規定にかかわらず、協議会広報委員会が指名する者については2024年3月31日までとする。